

特定非営利活動法人 日本ホームスクール支援協会 定款

第1章 総則

〔名称〕

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日本ホームスクール支援協会と称する。

〔事務所の所在地〕

第2条 この法人は、事務所を東京都品川区北品川5丁目12番4号に置く。

〔目的〕

第3条 この法人は、学業の機会を失った多くの子供たちに学習機会を与えるホームスクール、ホームスクーラー（在宅学習者）ならびにその保護者、ホームスクールの協力者らに対する支援と情報の提供を行い、ホームスクールの活動の推進に寄与することを目的とする。

〔特定非営利活動の種類〕

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

〔事業〕

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ホームスクールの支援と情報の提供
- (2) ホームスクールにおける学習方法、教授方法の研究
- (3) ホームスクーラーならびにその保護者に対する教育相談、進路相談、生活相談等の相談と支援活動
- (4) ホームスクーラー、協力者相互の情報交換の促進
- (5) ホームスクールの啓蒙
- (6) ホームスクーラーへの学習教材等の紹介、ホームスクール利用による学習生活継続に必要な資材等の紹介
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

- 2 この法人は、その他の事業として次の事業を行う。
 - (1) 機関誌の発行と販売
 - (2) 専用ホームページにおける広告スペースの提供
 - (3) ホームスクーラーの児童・生徒への学習指導
 - (4) ホームスクールに関する外国の文献、記事、レポート等を翻訳した出版物の制作と販売
 - (5) 講演会の開催、講演依頼の受託
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

〔種別〕

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 法人会員 この法人の事業を援助する法人及び団体

〔入会〕

第7条 正会員及び法人会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) ホームスクールの支援および育成の促進に関心あるもの。
 - (2) 法人会員はホームスクールの支援および育成等の振興に関心があり、かつこの法人の事業活動を援助する意志があるもので、この法人の定めた会費を納付したものの。
- 2 正会員及び法人会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
 - 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

〔入会金〕

第8条 正会員及び法人会員は別に定める入会金を納入しなければならない。

〔会員の資格の喪失〕

第9条 正会員及び法人会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

- (3) 法人会員について継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

〔退会〕

第10条 正会員及び法人会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

〔除名〕

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

〔入会金及び会費の不返還〕

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員、職員

〔種別及び定数〕

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち理事長を1名、必要に応じ副理事長、専務理事、常務理事を各若干名置くことができる。

〔選任等〕

- 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長1名、副理事長、専務理事、常務理事各若干名は、理事の互選により定める。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
 - 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

〔役員職務〕

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のあるとき、その職務を代行する。理事長又は副理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、日常業務の執行にあたる。
- 4 常務理事は、日常業務の執行にあたる。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

〔役員任期〕

- 第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

〔役員欠員補充〕

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

〔役員解任〕

- 第18条 役員が各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為のあったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

〔報酬等〕

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

〔総会の種別〕

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

〔構成〕

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

〔権能〕

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金の額
- (8) 年会費の額
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

〔開催〕

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

〔招集〕

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

〔議長〕

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

〔定足数〕

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

〔議決〕

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、総会に出席した社員が総社員の過半数以上で、出席者の過半数の同意があれば、通知した以外の議決事項を議事とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

〔議事録〕

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

〔理事会の構成〕

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

〔権能〕

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

〔開催〕

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

〔招集〕

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

〔議長〕

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

〔議決〕

- 第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

〔表決権等〕

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

〔議事録〕

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 資産

〔資産の構成〕

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金
- (3) 年会費
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

〔資産の区分〕

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

〔資産の管理〕

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

〔会計の原則〕

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

〔会計の区分〕

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、及びその他の事業会計の2種とする。

〔事業年度〕

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

〔事業計画及び予算〕

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

〔暫定予算〕

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

〔予算の追加及び更正〕

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

〔事業報告及び決算〕

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

〔臨機の措置〕

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

〔定款の変更〕

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

〔解散〕

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

〔合併〕

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

〔公告の方法〕

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第9章 事務局

〔事務局の設置〕

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

〔職員の任免〕

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

〔組織及び運営〕

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 雑則

〔細則〕

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	成田 滋
副理事長	日野 公三
副理事長	秦 明夫
監事	若江 眞紀

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の年会費は、第22条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金	2千円
-----	-----

(2) 支援会員

A 入会金	2千円 (但し家族会員は除く)	
年会費	個人	8千円
	家族 (1名につき)	2千円
B 入会金	2千円	

年会費	個人（一般）	5千円
	個人（学生）	3千円
	団体（フリースクール等）	1万2千円
	一般企業	下記のとおり

従業員	1000人以上あるいは売り上げ	100億円以上	50万円
従業員	100人以上あるいは売り上げ	10億円以上	30万円
従業員	10人以上あるいは売り上げ	1億円以上	20万円
従業員	10人未満あるいは売り上げ	1億円未満	10万円

7 この法人の平成28年6月25日の総会において選任された役員の任期は、第16条の規定に関わらず平成30年9月3日までとする。